

太陽光発電事業者のみなさまへ

豊橋市太陽光発電設備の 適正な設置等に関する条例

をご確認ください



令和7年7月1日より、

- ・ 豊橋市内に**出力10kW以上**の太陽光発電設備を設置する場合※は、**地域住民への説明会**及び**市への届出**が必要となります。

※ただし、建築物等に設置する場合を除きます。

- ・ また、既設の太陽光発電設備についても、**標識の設置**や**適正な維持管理**が義務付けられます。

 豊橋市

条例制定の背景・目的

太陽光発電の普及に伴い、太陽光発電設備の設置による土砂の流出や、不十分な維持管理により住民の生活環境に影響を及ぼすといった問題が全国で生じています。

今後、豊橋市内においても同様の問題が生じる懸念があることから、太陽光発電設備の適正な導入を促し、災害の防止や地域環境の保全等を図ることを目的として、設置や維持管理等に関するルールを定めた本条例を制定しました。

条例の対象となる事業

豊橋市内に出力が10kW以上の太陽光発電設備(建築物や主たる用途が太陽光発電事業以外の工作物に設置するものを除く)を設置して発電する事業が対象です。

【条例の対象外となる太陽光発電設備の例】



建物の屋根に設置する設備



カーポートに設置する設備

抑制区域

太陽光発電設備の設置により、災害の防止や生活環境等に影響を及ぼす可能性があるため、**太陽光発電事業を実施しないよう求める区域**として、抑制区域を下記のとおり指定しています。

【抑制区域一覧】

- 砂防指定地(砂防法)
- 史跡名勝天然記念物が所在する区域(文化財保護法)
- 保安林(森林法)
- 風致地区(都市計画法)
- 急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)
- 県指定史跡名勝天然記念物が所在する区域(愛知県文化財保護条例)
- 愛知県自然環境保全地域(自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例)
- 第一種特別地域(愛知県立自然公園条例施行規則)
- 市指定史跡名勝天然記念物が所在する区域(豊橋市文化財保護条例)



適正な維持管理

太陽光発電事業の実施に当たっては、災害の防止や自然環境、生活環境、景観その他の地域環境の保全に支障が生じないように、太陽光発電設備及び事業区域を**常時安全かつ良好な状態に維持**しなければなりません。

また、太陽光発電事業に起因して支障が生じた場合には、**速やかに支障を除去**するとともに、**再発防止のために必要な措置**を講じなければなりません。

条例に基づく主な手続きの流れ

計画段階

市との事前協議

- ・豊橋市内で太陽光発電事業を実施しようとするときは、あらかじめ市との協議を行ってください。

地域住民への説明会

- ・市との事前協議が終了後、地域住民に対して太陽光発電事業についての説明会を開催してください。

設置工事

工事着手の届出

- ・地域住民への説明会が終わった後、太陽光発電設備の設置工事(※)に着手する日の**30日前まで**に届け出てください。

工事完了の届出

- ・太陽光発電設備の設置工事が完了した場合、速やかに届け出てください。また、工事を中止した場合も速やかに届け出てください。

標識の設置

- ・太陽光発電事業を行っている間は、事業区域内の見やすい場所に事業について記載した標識を掲示してください。

事業期間

適正な維持管理

- ・太陽光発電設備と事業区域は常に安全かつ良好な状態に維持し、災害の防止や地域環境の保全等に支障が生じた場合には、速やかに支障を除去してください。

事業承継の届出

- ・太陽光発電事業を譲り受けた場合は、譲り受けた日から**30日以内**に届け出てください。

廃止

事業廃止の届出・設備の適正な処分

- ・太陽光発電事業を廃止しようとするときは、あらかじめ届け出たうえで、適正に太陽光発電設備を撤去、処分してください。

※ 工事には、当該太陽光発電設備を設置するために行う木竹の伐採及び盛土、切土その他の造成工事を含まず。
《主な手続きのみ掲載しています。その他に必要な手続きや詳細については、豊橋市ホームページをご覧ください。》

よくある質問とその回答

Q: 条例の施行前から太陽光発電設備を設置している場合は、条例に基づく手続きが必要ですか。

A: 条例の施行前から太陽光発電設備を設置し発電事業を行っている場合は、改めて住民への説明会や工事の届出をしていただく必要はありませんが、標識の設置は必要です。また、太陽光発電設備を廃止や承継した場合には届出が必要です。

Q: 出力が10kW未満の太陽光発電設備を設置する場合は、条例に基づく手続きが必要ですか。

A: 出力が10kW未満の太陽光発電設備を設置する場合は、本条例の対象外となりますので手続きは不要です。その場合でも、関係法令や国のガイドライン等を遵守し、適正な事業の実施をお願いします。

Q: 発電した電気は売電せず自家消費をする予定ですが、条例の対象ですか。

A: 電気の利用形態やFIT認定の有無等は判断の基準としておりませんので、出力が10kW以上の太陽光発電設備（建築物等に設置するものを除く）はすべて条例の対象となります。

Q: 営農型太陽光発電設備は条例の対象ですか。

A: 営農型太陽光発電設備は建築基準法に規定する建築物に該当しないため、出力が10kW以上の場合は条例の対象となります。

Q: ソーラーカーポートは条例の対象ですか。

A: ソーラーカーポートは建築基準法に規定する建築物に該当するため、出力に関わらず条例の対象外となります。

Q: 条例に違反した場合、罰則等がありますか。

A: 条例が遵守されなかった場合、事業者に対し条例を遵守するよう助言または指導します。その他、条例に定める違反の場合には、必要な措置を取るよう勧告します。勧告に従わない場合は、その事実の公表や命令に続き、5万円以下の過料が科されます。

Q: 条例について、もっと詳しく知りたいです。

A: 豊橋市のホームページに条例及び規則の全文や手引書を掲載していますので、右の二次元コードからご確認ください。また、ご不明な点等がある場合には、下記の問い合わせ先までご連絡ください。



条例に関するお問い合わせ・書類の提出先

豊橋市 環境部 環境政策課

〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町1番地 (豊橋市役所 西館5階)

TEL:0532-51-2418 FAX:0532-56-5126

mail:kankyoseisaku@city.toyohashi.lg.jp

HP:<https://www.city.toyohashi.lg.jp/2799.htm>

ホームページはこちら▶

